

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 3 日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等への看護師の日雇派遣について

病院等以外の場所（社会福祉施設等）において看護師が行う保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 5 条に規定する業務（以下「看護業務」という。）については、労働者派遣が認められております。

他方で、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、派遣元事業主は、原則として、その雇用する日雇労働者（日々又は 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）について労働者派遣（以下「日雇派遣」という。）を行ってはならないこととされております。

今般、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 3 年政令第 40 号）が令和 3 年 2 月 25 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日より施行されるところです。

本改正は、法第 35 条の 4 第 1 項に規定する「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務」として、社会福祉施設等において看護師が行う看護業務を追加することにより、社会福祉施設等への看護師の日雇派遣を可能とするものです。

本改正に伴い、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和 3 年 3 月 2 日付医発 0302 第 14 号ほか）が別紙の通り発出されました。

貴会におかれては、別紙の第 2「社会福祉施設等への看護師の日雇派遣について」の内容について御了知の上、貴会会員に対する周知を行う等の適切なご対応をお願いします。

（別紙）

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和 3 年 3 月 2 日付医発 0302 第 14 号ほか）

(別記)

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会

特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会

一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会

高齢者住まい事業者団体連合会

{	公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
	一般社団法人 全国介護付きホーム協会
	一般社団法人 高齢者住宅協会